

特定非営利活動法人日本医学図書館協会近畿地区会会則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会近畿地区会（以下「地区会」と称する。

(会員)

第2条 地区会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）定款第21条で定める会員をもって組織する。

(目的)

第3条 地区会は、近畿地区会員の連携を強化し、協会定款第5条に定めた事業の遂行と地域的課題の克服に努め、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 地区会は、前条の目的達成のために、協会定款第5条の定めにした事業を行う。

(地区会会議及び議長など)

第5条 地区会は、会議（以下「地区例会」という。）を年2回開催する。

2 前項に関らず、第6条で定める事務局において必要があると認めるとき及び地区会会員半数以上の要請があったときは、臨時に地区例会を開催する。

3 地区例会の開催は、輪番制とし、その方法は別途定める。

4 地区例会の議長は、当該開催輪番会員をもってあてる。

5 地区例会の議事は、本会則に別段の定めがある場合のほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 議長は、必要があると認めた場合は会員以外の者を、オブザーバとして出席させることができる。

7 その他、地区例会の運営に関して必要な事項は別途定める。

(事務局)

第6条 地区会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は別途定める。

(会計)

第7条 地区会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 地区会の運営経費は、協会の配分額の範囲とする。ただし、研修会など特定事業のために参加費等を徴収することができる。

3 地区会の予算及び決算は、地区例会の承認を得なければならない。

(入会及び退会)

第8条 協会への手続きをもって入会及び退会とする。

(会則の変更)

第9条 この会則の変更は、地区例会において出席会員の3分の2以上の同意がなければならない。

附則

この会則は、平成17年11月11日から施行する。

附則

この会則は、平成19年5月22日から施行する。

附則

この会則は、2017年5月12日から施行する。

なお、旧会則の規定よりなされた措置は、別段の定めがない限り、その規定に対応するこの会則によりなされたものとする。